

「第 120 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 8 年 1 月 29 日（木曜日）に、「第 120 回 コーデックス連絡協議会」を農林水産省第 3 特別会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は木村たま代委員が議事進行役を務めました。
議事次第に基づいて、事務局から、令和 8 年 2 月に開催される第 29 回油脂部会（CCFO）の主な検討議題の説明を行い、令和 7 年 11 月に開催された第 48 回総会（CAC）及び令和 7 年 12 月に開催された第 55 回食品衛生部会（CCFH）の報告を行い、意見交換を行いました。
なお、委員は会議室又はウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 29 回油脂部会（CCFO）

仮議題 2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

- (山口隆司委員) ラウリン酸アルギネートエチルエステル（INS243）は、我が国では使用が認められていない。一方、FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）評価済み、他国での認可済みを考慮すると今後日本にも使用製品が輸入される可能性が予想される。やはり、指定添加物申請が出されてからの対応ということになるか。
- (事務局) 食品衛生法上、我が国において使用が認められていない食品添加物を含有する食品については、輸入は認められていない。したがって、当該添加物が使用されている製品が輸入されることがないよう、輸入者の責任において、食品衛生法への適合性が確保される必要がある。なお、食品取扱事業者が当該添加物を国内において使用したい場合には、御指摘のとおり、指定添加物としての申請手続きが必要となる。

仮議題 3：FAO 及び WHO（JECFA を含む）等からの関心事項

- (山口隆司委員) 工業由来のトランス脂肪酸（iTFA）について、日本において、iTFA の平均摂取量は低い状況。しかしながら高摂取層（特に偏った食事生活者）向けの啓発について、どう考えているか。
- (事務局) ご指摘のとおり、日本人のトランス脂肪酸（TFA）の摂取量については、大多数の日本人が WHO の勧告している目標値であるエネルギー比の 1%未満であり、健康への影響は小さいと考えられるが、脂質に偏った食事をしている個人においては、（1%を超えるおそれがあるため）留意する必要があると

されている。また、TFA はヒトに不可欠なものではなく、できるだけ摂取を少なくすることが望まれるが、脂質自体は重要な栄養素であることから、脂質全体の摂取バランスにも配慮した、栄養バランスの良い食事を心掛ける必要があるとされている¹。農林水産省を含む各省庁は、バランスのよい食生活の重要性について、かねてより情報発信を行っている。バランスのよい食生活に関する理解が進むことが、偏った食事により TFA の摂取量が多くなることを防ぐことに繋がっていると考えられる。

(山口隆司委員) 日本では食品メーカーの努力により劇的に TFA が低減されている。この状況について国際社会へどのように発信されているか。

(事務局) WHO は、TFA に関する各国の取組状況を世界地図に色分けしてウェブページに公開している。そのサイトには、各国の取組の根拠法令や関係情報が掲載されている。前回の第 28 回 CCF0 時点では、日本はこのウェブページ上では「No Data (情報がない国)」に分類されていたが、WHO に、食安委の評価結果、消費者庁の表示に関する指針及び農水省の含有実態調査データを情報提供し、取組状況に関して理解してもらえた結果、今は自主的な低減に取り組んでいる国として分類されている。この情報の中に、日本人の摂取量や事業者による低減についても含まれている。

仮議題 4：米ぬか油中の γ -オリザノール測定法の目的適合性

(樋渡由岐委員) 米ぬか油の γ -オリザノール測定法については、現行法と代替法の併用を認め、最終的な一本化は並行検証の結果を踏まえて決定されるということか。

(事務局) 各国の事前コメントを見る限り、米ぬか油中の γ -オリザノール測定法については、現行の分光法の使用を継続したいとする意見が多数を占めている。一方で、代替法として提案されている高速液体クロマトグラフ (HPLC) 法については、簡便性の観点から、使用可能となれば有用であるとの意見が見られるものの、現行法に代えて全面的に切り替えるべきとする意見は示されていない。こうした状況を踏まえると、第 29 回 CCF0 においては、現行法のみを掲載を分析・サンプリング法部会 (CCMAS) に求める、又は現行法と代替法の双方を掲載することを CCMAS に求める、のいずれかの対応が検討されることを想定している。

(樋渡由岐委員) 現在の測定法から代替法へ変更される場合、現場負担軽減策（移行期間や暫定的な運用ルールなど）はどのように考えられているか。

(事務局) 上記のとおり、現行法から代替法へ一律に変更する必要が生じる状況は想定されていないことから、今回の CCF0 の結果次第で国内事業者や試験機関が分析手法の変更を余儀なくされるおそれはないと考えている。

(辻山弥生委員) 現行の分光法はどのタイプの分析法なのか。

(事務局) タイプⅣ分析法 (Tentative Method)²である。

(辻山弥生委員) 現行法がタイプⅣ分析法であるために、HPLC 法もタイプⅣ分析法として追加可能であるという点を説明しないと分かりにくいので、工夫して

¹ <https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20120308001>

² コーデックスの分析法の性能基準に適合するかどうかのデータが不足している（複数試験室で妥当性が確認されていない）分析法。1つの品目/分析対象について CXS 234-1999 に複数収載することが可能。

資料を整理すべきと考える。
(事務局) HPLC 法についても仮に代替法として提案するとすればタイプⅣになると考えられる。

仮議題 5：トランス脂肪酸 (TFA) の摂取量削減を目的とした油脂規格改訂案 (ステップ 4)

(山口隆司委員) 対処方針の「個別食品規格として適切な書きぶり」と、各国・地域における取組の柔軟性や実行可能性を確保・・・」について、「取り組みの柔軟性、実行可能性」とは、具体的にどのようなことを想定されているか。“段階的な移行期間の設定”“規制対象食品のプライオリティー付け”といったことか。

(事務局) ここでは、第 29 回 CCF0 における日本の対応スタンスを記載している。本来、個別食品規格は対象となる製品が何であるかというスペックを定めるもので、各規定は「この製品は～」とか「この成分は～」といった書き出しになることが一般的。一方、今回、議長国のカナダから示された規格案では、「規制当局は」という書き出しで、部分水素添加油脂 (PHO) の使用禁止や iTFA の上限値設定について、義務的な規制措置を課すべきだといった記載になっている。このため、我が国からは、今回の規格改訂作業が、WHO がベストプラクティスとするこれらの措置を盛り込むことが目的であることは認識しているとしつつ、個別食品規格として妥当な記載内容とすべきであること、義務的な規制措置を課すべきといった記載を削除した場合であっても、WHO の勧告値を下回るレベルまで TFA 摂取量をさらに低減する必要がある国々には十分活用できるものであることなどを事前コメントとして提出している。仮に今部会で規格改訂案に合意が得られた後、当該規格案に沿った措置を導入する国へ輸出する必要性が生じた場合には、その国が PHO の使用禁止と iTFA の上限値設定のどちらを選択するかは分からないが、その国の措置内容に沿った製品を輸出することになる。ただ、これは現時点でも規制導入国への輸出時に行われている。このため、輸出できなくなって困るといった業界団体等からの声は聞いていない。

(清水隆司委員) 作業文書 (CX/F0 26/29/5) のパラグラフ 28 以降には、推奨事項 5 として、他の既存のコーデックス文書 (CXG 2-1985) における TFA の定義との整合性を図るための作業を、本議題の CCF0 文書作成作業の完了後に栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) に付託するという提案を挙げている。この点について、国際酪農連盟 (IDF) は、

①「本議題の文書の対象となる TFA が、工業的に製造される PHO 由来の TFA (iTFA) であるため、iTFA の定義を明確化することによって、反芻動物由来の TFA (rTFA) が対象外となることが明確化できるので、コーデックスの TFA の定義を改訂する必要性はない」、と考えている。

②また、「第 29 回 CCF0 において、CCNFSDU に対するコーデックスの TFA 定義の改訂を勧告する場合は、共役リノール酸 (CLA) をコーデックスの TFA 定義から除外した状態を維持することを求める」、と考えられる。

これらに関して、日本政府としての以下の 2 点の考え方について伺いたい。

①反芻動物由来の rTFA と、本議題で対象としている工業由来の iTFA の関係についてどのように考えているか。

②現在のコーデックスの TFA 定義を維持すべきという IDF の考え方に対して、現時点でどのような対処方針なのか。

(事務局) ①について、我が国では、現在、rTFA と iTFA を分けておらず、総トランス脂肪酸で考えている。そもそも WHO は、天然の rTFA は食品から減らすことが難しい一方、人工の iTFA は管理して減らすことができ、iTFA の低減が進めば最終的に、総 TFA の摂取量が 1%未満にできることに繋がるという考えの下、iTFA の低減を推奨している。我が国においては、既に総 TFA の摂取量 1%未満を達成できているので、分けて考える必要性は低い状況であると認識している。

②について、1 回目の電子的作業部会 (EWG) で現行の定義の維持については是非を聞かれた際、日本も維持に賛成した。現在の TFA の定義も、CLA を含めた定義も、WHO がベース。食品安全委員会の定義は現在の TFA の定義に倣っている。食品安全委員会から今年度公表された TFA の摂取量の再推計に関する研究結果によると、CLA を加味しても摂取量は 1%未満を達成できているとのことである。このような状況を鑑み、第 29 回 CCF0 で現在の定義の維持に関する議論については議論を注視するという対応を考えている。

(辻山弥生委員) 義務的な規制措置を導入すべきとの書きぶりは良くないとの懸念を示したとのことだが、具体的な修正案を提出したのか。

(事務局) 修正案を提出している。

(辻山弥生委員) 修正案を提出しているのであれば問題ない。他の規格ではこうなっているのでこのような書きぶりとしてください、というような説明であれば通りやすいと考える。

(事務局) 提出した修正案の内容としては、他の規程と同様、対象の製品や成分の規程であることを示す文章構成となるよう主語等の並び変えや、義務的な規制措置の実施といった記載の削除等を提案した。

仮議題 6：微生物由来オメガ-3 油の規格案 (ステップ 4)

(辻山弥生委員) 議題では「微生物由来」と書かれている一方、経緯の説明では「微細藻類由来」と書かれており、どちらなのか分かりづらい。また、本規格案でオメガ-3 油について定義するということかと思うが、本規格案におけるオメガ-3 油にはオメガ-3 脂肪酸だけが含まれているわけではなく、ミスリーディングであると考えられるが、その点は議論にならなかったのか。

(事務局) 現在は 3 種類の微細藻類を用いて生産されたものについて規格案が出されている。定義については、おっしゃる通りこの規格の中でも脂肪酸組成をすべて記載していて、中でも DHA や EPA はこれ以上の量が含まれていることといった規程があることから、オメガ-3 油という呼称が適切とは言えない可能性はある。オメガ-3 油のみではないのに、オメガ-3 油のみかのように見える可能性があるという点はミスリーディングだと思うので、コメントすることを考えたい。

(辻山弥生委員) 「 α -リノレン酸」の本規格での扱いはどうなっているか。「 α -リノレン酸」もオメガ-3 脂肪酸であるが。

(事務局) 本規格で特に取り上げられているオメガ-3 脂肪酸は DHA や EPA のみであり、 α -リノレン酸の扱いは (脂肪酸組成の 1 項目であり)、オメガ-3 油としては特にない。

(廣田浩子委員) 今は食用油やサプリメントにおいてオメガ-3 油の需要が多いと

思う。対処方針におけるオメガ-3 油の供給源は魚油で、微生物由来のものは情報が得られなかったとの記載について、日本で流通しているオメガ-3 油の成分の由来の分析までは詳細にされていないという意味なのか。

(事務局) 国内で魚油やオメガ-3 油を扱っている業界に確認したところ、国内では微細藻類を用いたオメガ-3 油の流通量や生産量などの情報が得られておらず、流通量は乏しいと思われる。脂肪酸組成の分析自体は国内の分析機関であれば実施可能と考えられ、分析体制により判別ができず不都合が生じるということはないと思われる。

(廣田浩子委員) 是非や危険性がどうかということではないが、魚油の成分がオメガ-3 油である以上、えさや水中の成分に含まれることが間違いないため、情報が得られなかったという記載が気になった。

仮議題 8：ピロフェオフィチン (PPP) 及びジグリセリド (1,2-DAG) に関する科学データ・情報収集の進捗状況

(山口隆司委員) 現状日本では、品質の鮮度、酸価、過氧化物価の指標として PPP や 1,2-DAG の項目が入っていない。今後コーデックスの検討結果によって、導入されることになる、との認識で間違いないか。それとも現状の項目でカバーできていると考えているか。もし導入するとしたら、新たな分析システム体制についてはどのように考えられているか。

(事務局) 食用植物油の日本農林規格の食用オリーブ油の規格に PPP 及び 1,2-DAG の項目が入っていないのはおっしゃるとおり。コーデックス規格が改訂された場合、当該規格についても改訂する必要があるといった議論がなされているといった情報はないが、当該項目は、オリーブ油の真正を確認するための項目とする目的で議論が進められているもの。仮にコーデックス規格に導入された場合であっても、国内流通の多くは輸入品であり、輸入時の証明書のやり取り等が発生すると考えられることから、まずは輸入者と輸出者の BtoB で対応できるものと考えられる。国内での分析の可否について、PPP は HPLC や LC-MS、1,2-DAG は LC-MS/MS など分析することになることが想定され、現在も民間ラボや設備の備えた事業者で実施可能。

仮議題 9：名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂に関する討議文書

(樋渡由岐委員) 国際名称の統一や現在の流通慣行との整合性を確保するため、国際命名基準や地域規格との照合、段階的な移行期間、業界との協議スケジュールなどについて、方針レベルでの手続き的な対応について、どのように想定されているか。

(事務局) 規格案を検討する際に設置される EWG では、名称の統一や現在の製造・流通の実態との整合性が確保できるよう、議長が作成した規格原案に対して、各国の実態をコメントする機会がある。そこで必要に応じて自国の実態を反映させるということが重要であると認識している。今回示されている名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂に関する討議文書についても、仮に新規作業として開始されることとなった場合には、規格案を議題とすることが想定される 2028 年開催予定の第 30 回 CCF0 までの期間を念頭に置きつつ、関係業界団体への継続的な情報提供、コメント募集の都度の協議や意見照会等を通じて、国内での取扱いに支障が生じることはないように対応する。

(2) 第 48 回総会（CAC）

議題 1：議題の採択 ／ 議題 14：新規提案

（山口隆司委員）新規作業を提案する際に提出されるプロジェクトドキュメントについては、一般原則部会（CCGP）で継続して議論されている。第 34 回 CCGP（2025 年）の結論によると、コーデックス事務局が関連文書を更新している状況。通常は、地域調整部会、技術的該当部会に新規作業提案が提出され、執行委員会で審査された後、総会に諮られるべきであり、総会に直接提案されるべきではないと考える。

（事務局）新規作業提案は、通常は関係する地域調整部会や該当部会で検討された上で、執行委員会によるクリティカルレビューと呼ばれる提案内容の審査を経て、総会で最終的に判断される。一方で、提案内容を担当する既存の部会が存在しない場合や、部会が休会中の場合には、通常は提案国から執行委員会に直接提出され、執行委員会において提案の妥当性や、作業を担う部会（既存部会での実施、休会部会の再開等）について検討した上で、総会で審議される。

今次総会において、ナイジェリア及びインドから新規作業提案が提示されたが、これらは休会中のコーデックス加工果実・野菜部会（CCPFV）での作業が想定される内容であったため、今後、回付文書による意見照会を経た上で、執行委員会及び総会で検討することとなった。

なお、CCGP で行われている議論は、執行委員会に直接提出される新規作業提案の取扱いに関する課題を踏まえ、既存の手続き規定をどのように活用して、より効率的な審査を行うかという観点から CCGP に付託されたものである。委員ご指摘のとおり、第 34 回 CCGP で加盟国から示された意見を踏まえてコーデックス事務局が作業文書を更新し、議論を継続することとなっている。

（辻山弥生委員）執行委員会に提出してから総会に提出するとの説明があったが、ルール上、総会へ直接提案するのも問題ないのではないか。

（事務局）ご指摘の通り、総会へ直接提案することも問題ない。地域調整部会や該当する適切な部会で検討されたうえで総会へ上がってくるというのが通常の方法だが、キャッサバ粉やカシューナッツのように適する部会が休会中の場合や、既存の部会の TOR に当てはまらない場合には各国から直接総会に提出されることもある。

議題 8：コーデックス戦略計画 2026 - 2031：モニタリングフレームワーク

（山口隆司委員）本フレームワークにより、活動並びに成果の見える化につながるものと期待している。そういった中で日本は、推進、改善に寄与されると思います。説明責任も出てくるかと思うが、具体的な作業、行動計画について、①日本として、②アジア地域調整部会（CCASIA）の議長国として、イメージはあるか。

（事務局）モニタリングフレームワークは、戦略計画の進捗状況を測定するために策定されており、戦略計画 2026-2031 でも、必要に応じてナラティブ（定性的説明）も併用しつつ、できる限り客観的に評価できる形で整理された。

①日本としては、特に加盟国の関与が測定されるのは戦略目標 2（規格及び関連文書の効果的及び効率的な開発をサポートするコーデックス作業管理システムを強化する）の下での成果 2.4（加盟国が規格策定プロセス全体に

積極的かつ持続的に参加できるようにする）であり、回付文書へのコメント提出や電子作業部会の参加等を通じた加盟国の関与が測定されることから、今後も引き続きコーデックスの活動に積極的に対応していくことが重要と考えている。

②CCASIA の議長国として、第 23 回 CCASIA において、コーデックス戦略計画 2026-2031 の実施を支援するための今後の 2 年間のアジア地域ワークプランを策定し、また、特に優先的に取組む活動も特定している。今後、当該ワークプランに基づき、アジア地域加盟国の取組状況や課題を把握しながら、必要に応じて地域内での情報共有や意見交換の機会を提供することで、地域全体としての貢献が高まるよう対応していきたいと考えている。併せて、仮に地域として十分な進捗が得られない場合には、その背景や課題を整理し、必要な対応策を検討することで改善につなげていくことが重要と考えている。

議題 9：コーデックスの予算及び財政に関する事項

（山口隆司委員）コーデックス予算が、50 万 USD 増額（計 762.5 万 USD）されたことは喜ばしい。762.5 万 USD は、FAO/WHO 科学的助言プログラムも含めた額か。議題 8 のモニタリングフレームワークの活動費用も考慮すると、飲んでいられないか。

（事務局）含まれていない。本議題は、コーデックス手続き規則（Rule XIII.1）に基づき、コーデックス事務局が総会に、コーデックス委員会としての活動に直接関係する経費や予算について、報告を行うものであり、コーデックス事務局の運営費、総会や執行委員会等の開催にかかる費用が対象である。なお、FAO/WHO 専門家会議等のコーデックス委員会への科学的助言関連の費用については、FAO 及び WHO から別途情報提供文書（CAC/48 INF/2 Add.1）が公表されている。FAO による 50 万 USD の追加配分は評価されているが、コーデックス規格のデータベースの整備等、現行予算案には未計上又は不足している事項も残っているため、財政的には厳しい状況に変わりはないと考えている。

（辻山弥生委員）WHO の科学的助言プログラムには数か国しか拠出していないが、一番のスポンサーであった米国が抜けてしまうことで、リスク評価が進まなくなってしまうことへの懸念は共有されているか。

（事務局）WHO のコーデックス事務局の活動費にあたる予算については確保されているとの話があった。科学的助言プログラムの予算については具体的な説明は無かったが、おっしゃるとおりなかなか厳しい状況にあるのは確か。情報文書にも厳しい状況にあるという程度しか書かれておらず、具体的に予算がどのくらい足りないという話はなかったと承知している。

議題 13：コーデックス部会の議長を指名する国の指定

（森田満樹委員）米国が CCPFV の議長を譲ることについて、米国は加工果実や加工野菜の大きな輸出国で産業になっているところだと思うが、地位を譲ることとなった背景は、米国食品医薬品局（FDA）や米国保健福祉省（HHS）等の意向が変わったことに関係するのか。

（事務局）米国からなぜ CCPFV のホスト国を手放すことにしたのかについて説明はなかった。状況から察するに、近年体制が変わったことは影響していると個

人的には推察している。また、長年 CCPFV を担当していた議長が近年逝去されたこと等、ホスト国としての人的リソース面における課題も抱えていたのではと推察している。こうした点を踏まえると、近年 CCPFV は休会している状況の中で、体制の変化も踏まえ、ホスト国を手放す判断に至ったものと推察している。

議題 14：その他の議題

高品質キャッサバ粉、サツマイモ粉及びヤム粉規格の策定

(穂山浩委員) 既存のキャッサバ粉の規格について、ウェブサイトに掲載されている規格に記載されている「ヒストリー」を確認したところ、第 48 回総会において既に修正されているとの記載があるが、これはあっているのか。今回の資料では既存の規格との整理については議論が続いているという書きぶりとなっている。

(事務局) 既存の食用キャッサバ粉の規格を確認すると、委員ご指摘のとおり、2025 年の第 48 回総会の結果を踏まえて Annex 1 が修正されたとの記載があり、これは分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) に整合を取るための修正とされているが、第 48 回総会における議論の文書やレポートにおいてどの部分に該当するかが確認できないため、後ほど確認して回答する。

(後日回答：「ヒストリー」に記載されている修正については、2024 年の第 47 回総会において採択された粒子サイズに関する分析法の更新を反映したものであることを確認し、当該記載についてコーデックス事務局に訂正を依頼した。また、資料中に示されている「今回の提案との関係性を整理する必要がある」については、今回提案されている「高品質キャッサバ粉」が既存の規格でカバーすることが可能か否かについて新規作業を開始する前によく検討する必要がある、との趣旨であると理解している。この点について現在も継続的な議論が行われているという意味ではない。)

超加工食品 (UPF) に関する食品分類 (国際食品科学技術連合 (IUFoST) 提案)

(木戸啓之委員) 食品産業に携わるものとして、WHO での UPFs の検討が公衆衛生・栄養学の観点のみから論議され、食品業界を排除して検討されていることに強い懸念と疑問を感じている。総会での議論の内容・雰囲気については、事前配付資料や会議議事録、録画ビデオ等で確認した。会議の場以外での、各国の政府代表団の本件に関するコメント等の情報があれば教えてほしい。

(事務局) 本件については、総会開催の直前 (前日) に IUFoST からの文書が掲載され、今回の提案を行う旨が各国に周知されたところ。事前に送付した総会の報告書にも記載させていただいたとおり、総会の場では、WHO において UPF に関する作業が現在進行中であることを踏まえると、コーデックスで新たな作業を始めるのは時期尚早ではないか等の声が米国をはじめ各国からあったが、会場以外の場におけるほかの意見については承知していない。

(森田満樹委員) WHO も UPF のガイドラインを作るとしているが、健康的な食事に関するガイドラインを作る過程でのことであり、木戸委員のご質問にあったように公衆衛生学の観点が強いと感じている。その方向でまとまることについての懸念の表明ということで各国から意見はあったか。米国はどちらかというと公衆衛生学上強化する方向にガイドライン等も向かっているためそのような傾向かと思うが、他の国、例えば日本は何らかの発言をしなかった

のか。このまま議論がされないと WHO から出てきたものがそのままコーデックスに導入されて様々な観点で部会にて問題が起きると思われるが、どのようなスタンスなのか。

(事務局) UPF の IUFOST からの提案は直前に出てきたため日本としても具体的な方針をはっきり持てないままだったが、公衆衛生の観点のみで議論されていることについては我々としても問題意識を持っており、これからよく検討して対応したいと考えている。

(木戸啓之委員) 昨年 11 月に Lancet 誌に掲載された文献³の内容からの個人的な推測だが、WHO からは、お酒やたばこ、砂糖入り飲料と同様に、加工食品に税をかけて摂取量を減らせというレポートが出る可能性が高いと考えている。WHO では UFP について、そのような考えを Lancet 誌で表明している人々が主導するメンバーで議論されているという点についてはご承知おき頂きたい。

(辻山弥生委員) UPF についてはいきなり提出されたが、事前に各国に対する根回しは行われていなかったのか。オブザーバー機関が提案してもメンバー国の支持が無いと、作業がスタートしない。

(事務局) 事実関係としては、事前の根回しなく突然提出された。一方で、提案を行った IUFOST の代表はコーデックス総会の元副議長で、コーデックスの手続や議論の進め方についてはよく理解しており、今次総会で今すぐ何かを具体的に始めようというよりは、まずコーデックスの場で問題提起を行うことを目的として提出したものと考えている。

(3) 第 55 回食品衛生部会 (CCFH)

議題 4 他の国際機関から提起された事項

第 48 回総会

(山口隆司委員) 新規食品の議論を行う際、国際標準化機構 (ISO) 技術標準製法をもとに、コーデックスにおいて安全性等の議論が展開されることにつながるか。

(事務局) コーデックス戦略計画 2026-2031 において、コーデックスが関連国際機関との関係強化や調和したアプローチを推進する旨の記載があることから、ISO の活動についてもコーデックスの議論に今後有効に活用されと考えられ、ISO 側もその動きを歓迎している。また、ISO において、イスラエルの提案による細胞培養の製造にかかる原則の作業が、同様に中国の提案による細胞培養肉に関する特別グループが立ち上がり細胞培養肉の用語及び分類と判定方法及び一般要件について議論中である。

本会合 (CCFH55) において、シンガポール、中国、韓国、サウジアラビア、英国による細胞培養食品の製造に関する衛生基準の作業が提案された。これらの作業は重なる部分もあるため、コーデックス委員会においても ISO の議論を踏まえて作業が進むと考えられる。今後、有効に議論を進めるため、ISO の動きを含めて、引き続き情報収集に努めてまいりたい。

議題 7 食品中のウィルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン (CXG 79-2012) の改訂

³ <https://www.thelancet.com/series-do/ultra-processed-food>

(山口隆司委員) ウィルスに関する FAO/WHO 合同微生物的リスク評価専門家会議 (JEMRA) のフルレポート (パート 2) の公表 (2026 年初頭) により、予防及び介入措置について当該ガイドラインに具体的にどんな修正 (影響) が加わるのか。ステップ 3 としてコメントを求める原案は、EWG がフルレポートをもとに修正するもので間違いないか。

(事務局) JEMRA のフルレポート (パート 2) の公表時期は、2025 年 12 月か年明け早々の予定と FAO/WHO から説明があったが、本日時点ではまだ公表されていない。いずれにしても、具体的な予防及び介入措置を含めたフルレポートの内容 (並びに CCFH55 に提出された書面コメント及び行われた議論) を元に EWG で作業が行われ、その結果改訂された原案がステップ 3 で回付されることになっている。

議題 8 鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CXG 78-2011) の改訂 (ステップ 4)

(樋渡由岐委員) 改訂案は、と体および切り出された各部位の保管温度は 5℃未満を維持としているが、本基準の適用範囲はと畜場に限定されるのか、畜肉加工センターなどにおける原料肉保管・パック商品加工工程にも同等の運用となるのかについて、公的な解釈を教えてほしい。

(事務局) 温度の例示については、と体やカット肉にした後の保管工程及びそれ以降の小売り工程に適応され则认为している。

議題 9 食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン (CXG 61-2007) 改訂 (ステップ 4)

(細野秀和委員) 本議題で RTE 食品の定義に「reasonably foreseeable (合理的に予測可能)」の概念が加わった一方、議題 5 では「foreseeable hazard」と提案されたものから「potential hazard」へ修正が行われている。ぜひコーデックス事務局は「foreseeable」という記載をやめる方向で進めていただきたいと思う。

(事務局) 議題 5 の「foreseeable hazard」については日本の提案により、食品衛生の一般原則 (CXC1-1969) との整合の観点で修正された。一方、本議題のリステリア・モノサイトゲネスに関しては、JEMRA のレポートの中に、本来は加熱を必要とする非 RTE 食品が、文化的背景等により加熱せずに食され得ることを前提としたリスク管理が必要との勧告がなされており今回はそれを踏まえた改訂となっている。

議題 10 その他の事項及び今後の作業・新規作業提案/今後の作業計画 「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」との整合化に関する文書の提案

(細野秀和委員) 今後、既存の 3 文書について、食品衛生の一般原則 (CXG 1-1969) との整合をするための改訂作業を進めることで合意したとあるが、直前の物理的作業部会の結果である CRD04 では対象文書に関する具体的な記載が無かったと記憶している。コーデックス事務局からの提案によることと思うが、唐突感がある。会場では当該文書について議論なく認められたのか。

(事務局) 何か特別な議論があったわけではない。整合を図るべき CCFH の既存文書のリストがあり、その順に進めているところ。

その他

(辻山弥生委員) トリヒナと *Trichinella* 属の表記が混在しており、後日この報告書を読んだときに分かるよう、議題2の *Trichinella* 属など注釈を付けた方がよい。

(事務局) 記載するようにしたい。

(4) その他

(辻山弥生委員) 連絡協議会の意見交換では、資料を読んで分からない人もそれを聞いて理解を深めることができるので、委員が十分に質問できるよう、事務局は余裕をもった時間配分を検討してほしい。

(以上)